

科学研究費助成事業の合議審査の開催形式に係る基本方針について

1. 趣旨

科学研究費助成事業（科研費）の合議審査については、これまで審査委員が一堂に会し対面で合議を行う形式「集合形式」により実施してきた。しかし、令和2年初頭以降の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、感染リスクへの対応として、令和2年度公募については一部の研究種目で、令和3、4年度公募については合議審査の対象となる全ての研究種目で、「Web会議形式」により合議審査を実施したところである。これまでの「集合形式」及び「Web会議形式」での合議審査の経験を踏まえ、令和5年度公募以降の合議審査を効果的・安定的に実施するため、以下のとおり開催形式の基本方針を定めるものとする。

2. 基本方針

- ・今後の科研費の合議審査はWeb会議形式で実施することを基本とする
- ・ただし、5年程度経過後に、DXの進捗状況も踏まえ、再点検する

「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」（令和4年5月11日改正 科学技術・学術審議会決定）において、「合議による審査を行う」と規定されている研究種目について、令和5（2023）年度公募以降、Web会議形式により実施することを基本とする。なお、合議審査に際して「ヒアリングを行う」とされている場合も同様とする。

ただし、5年程度経過後に、Web会議システムの発展や審査プロセスにおけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の進捗状況を踏まえ、Web会議形式による合議審査の実施状況を再点検した上で、必要に応じて開催形式の見直しを検討する。

3. 決定に当たっての考え方

本方針の決定に当たっては、以下の4つの考え方を基本とした。

- ・ 議論を経て採否を決定する**科研費審査の本質に大きな影響を与えていないこと**（参考①、参考②）
- ・ W e b 会議形式を経験した**審査委員の多くが同形式の審査を望んでいること**（参考②）
- ・ 日程確保の容易さや移動負担の軽減などから、審査委員の**辞退率の低下や多様性**（地域・年齢・性別等）**確保が期待**（理想の審査セットが実現）**できること**（参考②）
- ・ 同様にW e b 会議形式によるリモート審査を導入した**諸外国の配分機関でも重大な支障を来している事例が見受けられないこと**（参考③）

基盤研究（A）における集合形式とW e b 会議形式による審査結果を比較分析した結果、合議審査による採択結果の「入れ替わり率（書面審査上位から機械的に採択課題を取った場合と、実際の合議審査の結果とを比較して、採択結果に影響があった件数の割合）」は、合議審査を集合形式で実施した平成30年度～令和2年度と、W e b 会議形式で実施した令和3、4年度でいずれも7.5%～9.0%と大きな変化はなく、開催形式の違いは科研費審査の本質に大きな影響を与えていないことが分かった（参考①）。審査委員に対して実施したアンケートでも、「W e b 会議形式は、審査・意見交換内容そのものに集合形式と比べて劣るものはない」、「議論の進め方（幹事の進行の良し悪し）によるので、どのような方式でも同じ」といったコメントが寄せられている（参考②）。

また、同アンケートでは、集合形式よりもW e b 会議形式を希望する審査委員が多い結果となっている。例えば、令和4年度審査にかかるアンケート結果では、集合形式を希望する者が約16%であるのに対し、約53%の者がW e b 会議形式を希望している。さらに、W e b 会議形式は集合形式と比べて以下の

ような利点があることが示されている。

- ・ 時間的、場所的制約が少なく、審査委員の負担が軽減される。
- ・ 他の審査委員の顔色や場の雰囲気の影響される可能性が少なく、論点を整理して意見を述べやすいことから、より質の高い合議審査を実施することができる。

このことから、日程確保の容易さや移動負担の軽減などにより審査委員の辞退率の低下が期待できるとともに、それに伴い、多様性（地域・年齢・性別等）を確保した理想の審査セットの実現が期待できることが認められる。

なお、同アンケートからは、「対面の方が、ニュアンスが汲みやすく、意見の擦り合わせがしやすい」、「委員間の交流の機会が得られる」といった集合形式による合議審査のメリットも挙げられている（参考②）。

加えて、諸外国の配分機関に対する J S P S の聞き取り調査によると、コロナ禍の影響等により同様に W e b 会議形式によるリモート審査を実施している諸外国の配分機関においても、研究費の配分審査において重大な支障を来している事例は見受けられていない（参考③）。

以上のことから、学術システム研究センターにおける議論の結果、今後の科研費の合議審査は W e b 会議形式で実施することを基本とするという結論に至った。一方、将来的な D X 技術革新等の流れを注視する必要があることから、5 年程度経過後に再点検を行うこととした。

4. 留意事項

今後、再点検等を踏まえ、合議審査の開催形式を変更する場合は、審査を行う年度の当初に決定し、周知することとする。